

山口県報

平成24年
9月11日
(火曜日)

目 次

- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)……………一
- ふ化業者の登録 (畜産振興課)……………三
- 道路の位置の指定 (建築指導課)……………三
- 公告
土地改良区役員届出 (農村整備課)……………四
- 一般競争入札の実施 (水産振興課)……………四
- 選管告示
山口県知事選挙における選挙の効力に関する異議の申出に対する決定……………七
- 周南市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決……………九
- 公安委公告
契約の締結……………一三



山口県告示第三百五十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の設置が環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十四年九月十一日から同年十月一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び岩国市環境部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成二十四年九月十一日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 帝人株式会社
住 所 大阪市中央区南本町二丁目六番七号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 帝人株式会社岩国事業所
所在地 岩国市日の出町二番一号
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力	工 事 着 手	工 事 完 成	使 用 開 始
二一イ	(t/月) 九〇	平成二四、一〇、二	平成二四、一〇、二	平成二四、一〇、二
〃	(t/月) 八〇	〃	〃	〃
〃	(t/月) 六〇	〃	〃	〃
二一八	(t/日) 三六〇	〃	〃	〃
〃	(t/日) 一七三	〃	〃	〃
〃	(t/日) 九〇	〃	〃	〃
七一の六	(kg/日) 四二二	〃	〃	〃

備考 「二一イ」及び「二一八」並びに「七一の六」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第二十一号の化学繊維製造業の用に供する湿式紡糸施設及び原料回収施設並びに同表第七十一号の六のトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設をいう。

調 整 池	中 和 処 理 施 設	〃	精 製 装 置	種 類	構 造	能 力	処 理 の 方 式	間 使 用 時 隔 間	の 一 使 日 当 た り の 時 間	概 季 節 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日
製鉄筋コンクリート及び石積み	コンクリート製	〃	ステンレス製			六四、六四三 (m ³ /日)	沈殿	〃	〃	〃	(既)		
						一〇、〇〇〇 (t/日)	中和	〃	〃	〃			
						(t/日) 二五	抽出	連続	二、四時間	変動なし	平成二〇、四、二	平成二〇、四、二	平成二〇、四、二

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	窒 素 の 値	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
七 一 の 六	七 ・ 五	〇 ・ 九 六	一 〃	七 〃	二 ・ 五
〃	六	五 五 ・ 九 七	六 七 〃	一 〇 〃	一 ・ 五
〃	〃	〃	〃	〃	〃
二 一 一 八	一 一	二 一 ・ 七 一	三 〇 検 出 な し	九 〃	二 ・ 四
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
二 一 一 イ	七	八 〇 ・ 〇 〇 〇	二 〃	二 一 一 ・ 〇 〇 〇	一 ・ 〇 〇 〇
		八 〇 ・ 〇 〇 〇		三 五 ・ 〇 〇 〇	一 六 〇
		八 〇 ・ 〇 〇 〇		五 三 〇	一 九 〇

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項目		汚水等の汚染状態の値		汚水等の量 (m ³)
	処理前	処理後	最大	通常	
精製装置	処理前	七	八,〇〇〇	八,〇〇〇	三二〇 三七〇
	処理後	五	〇	〇	
〃	処理前	七	〇	〇	八五 九〇
	処理後	五	〇	〇	
中和処理施設	処理前	一	〇・三	〇・四	七,二二〇 九,四〇〇
	処理後	八	〇	〇	
調整池	処理前	七・五	七・八三	一〇・六四	〇・六四〇、七九六・八五六、九三九・九
	処理後	〃	〃	〃	

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 1 排水口	排出水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m ³)
	最大	通常	
七・五	八・八	七・八三	〇・六四〇、七九六・八五六、九三九・九

山口県告示第百五十六号

養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）第七条第一項の規定に基づき、次のとおりふ化業者の登録をした。

平成二十四年九月十一日

山口県知事 山本 繁太郎

山口県告示第百五十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第一百二号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

登録番号	ふ化業者名	住所	ふ化業者名	所在地	登録年月日
二四第一号	深川養鶏農業協同組合	長門市東深川一八五九の一	深川養鶏農業協同組合	長門市西深川五八一の一	平成二四、八二二

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十四年九月十一日

山口県知事 山本 繁太郎

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
下松市大字東豊井字中豊井九八五の一及び九九二の二地先	六・〇	三一・四	二〇二・四六
下松市望町三丁目一四〇の四二	六・一	四六・四	二八五・四五



(四三四) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十四年九月十一日

山口県知事 山本 繁太郎

一 就任した役員	理事の別	氏名	住所
土地改良区の名称	理事	山本 欣亨	美祢市東厚保町川東一八五〇
美祢市川東西土地改良区	理事	山本 欣亨	美祢市東厚保町川東一八五〇
〃	〃	渡邊 辰昌	一七〇六の二
〃	〃	田中 豊策	一〇一八
〃	〃	岡村 隆士	七三六
〃	〃	山本 健次	一八四七
〃	〃	柳井 清治	一〇一三
〃	監事	小田百合雄	一八一一の三
〃	〃	仲田 弘志	一〇九八の一
二 退任した役員			

土地改良区の名称 美祢市川東西土地改良区

理事の別 理事

氏名 山本 欣亨

住所 美祢市東厚保町川東一八五〇

〃	〃	渡邊 辰昌	〃	一七〇六の二
〃	〃	野村 修一	〃	一七三〇
〃	〃	田代 愛子	〃	一五六八
〃	〃	田中 豊策	〃	一〇一八
〃	〃	岡村 隆士	〃	七三六
〃	監事	小田百合雄	〃	一八一一の三
〃	〃	山本 健次	〃	一八四七

(四三五) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十四年九月十一日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 入札に付する事項
 - (一) 次に掲げる業務の委託
 - (二) 漁業取締船せきしょうの中間検査業務(船体部) 一式
 - (三) 業務の内容
 - (四) 入札説明書による。
 - (五) 履行期間
 - (六) 入札説明書による。
- 二 入札参加資格
- (一) 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
- (二) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。
- (三) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (四) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業

務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十三年山口県告示第二百七十一号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成二十四年山口県告示第四十三号)に基づき資格審査において、船舶について特Aの等級に格付されている者であること。

(四) ドライドックにおいて業務を行うことができる者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県農林水産部水産振興課

四 入札説明書の交付

山口県農林水産部水産振興課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県農林水産部水産振興課

(三) 受領期限

平成二十四年十月二十三日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十四年十月二十四日午前十時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県海区漁業調整委員会室

(二) 日時

平成二十四年十月二十四日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 山本繁太郎

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県農林水産部水産振興課(電話〇八三一九三三―三五〇)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Fisheries Promotion Division, Agriculture, Forestry & Fisheries Department, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the service to be required: A midterm inspection of the hull of the fisheries patrol boat *Sekisho*

(3) Term of the contract: Specified in the tender manual

(4) Contact point for the notice: Fisheries Promotion Division, Agriculture, Forestry & Fisheries Department, Yamaguchi Prefectural Government (Phone: 083-933-3510)

(5) Time-limit for tender: 5:15 P.M. October 23, 2012

(In case of bringing a tender: 10:00 A.M. October 24, 2012)

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(一) 業務の名称及び数量

漁業取締船せきしよの中間検査業務(機関部) 一式

- (一) 業務の内容
入札説明書による。
- (二) 履行期間
入札説明書による。
- 二 入札参加資格
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四第一項に規定する者でないこと。
 - (二) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十三年山口県告示第二百七十一号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成二十四年山口県告示第四十三号)に基づき資格審査において、機械、機器及び金属製品について特Aの等級に格付されている者であること。
- 三 契約条項を示す場所
山口市滝町一番一号 山口県農林水産部水産振興課
- 四 入札説明書の交付
山口県農林水産部水産振興課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
 - (一) 記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (二) 提出場所
山口県農林水産部水産振興課
 - (三) 受領期限
平成二十四年十月二十三日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十四年十月二十四日午前十一時)
- 六 入札を執行する場所及び日時

- (一) 場所
山口市滝町一番一号 山口県海区漁業調整委員会室
- (二) 日時
平成二十四年十月二十四日午前十一時
- 七 入札保証金
免除する。
- 八 無効入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (一) 入札参加資格のない者がした入札
 - (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
 - (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法
山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第一百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十 その他
 - (一) 契約担当者
山口県知事 山本繁太郎
 - (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (三) 契約書の作成の要否
要
 - (四) 契約保証金
免除する。
 - (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。
 - (六) 詳細については、山口県農林水産部水産振興課(電話〇八三一九三三―三三三〇)に問い合わせること。
- 十一 Summary
 - (1) Division in charge of contract: Fisheries Promotion Division, Agriculture, Forestry & Fisheries Department, Yamaguchi Prefectural Government
 - (2) Nature and quantity of the service to be required: A midterm inspection of the engine room of the fisheries patrol boat Sekisho
 - (3) Term of the contract: Specified in the tender manual

次に、計数機による票数の確認について、100票単位で2つの機種を用いて1回ずつ行うこと及び事前に開票所内で計数機のテストを行うことを説明した。

- 最後に、中間開票状況の発表時間等を伝え、開票事務への協力を依頼した。
- (2) 開票は、21時10分頃に開始され、開票事務従事者全員で18台の開票台において、開披及び点検を行い、候補者ごとの有効票（以下「有効票」という。）、有効又は無効の判定を要する疑問票（以下「疑問票」という。）、白紙投票、点字投票及び候補者でない者の氏名の記載等のあるその他の票（以下「その他の票」という。）に分類した。

有効票は、候補者ごとに他の候補者の票が混じっていないか、疑問票等がないかを人を替えて2回確認した上で、計算1係に回付し、計算1係は、計数機で数えた票を100票ごとに輪ゴムで束ねて計算2係に回付した。

計算2係は、輪ゴムで束ねたままの票を計算1係とは異なる種類の計数機で数えて、100票に相違なければ付箋係に回付し、付箋係は、候補者名を確認した上で、100票の束を5つ重ねた500票の束に候補者氏名が記載された付箋を付して集計1係に回付し、集計1係が集計した投票数を記入した後、立会人に票が回付された。

疑問票及びその他の票は、効力1係及び効力2係における、有効又は無効の判断及び無効票の事由別仕分けを経て集計1係に回付され、集計1係が、集計した投票数を記入した後、管理者に回付された。

- (3) 計数機については、市委員会が、事前に全台について調整確認し、開票開始後に、2つの機種について各1台を、管理者及び立会人の前でテストを行い、正常に作動することを確認した。

- (4) 申出人は、計算係に票が回付された21時25分頃、テストをしていない計数機の確認をするよう大声で主張し、市委員会が事前に確認している旨を説明したが納得せず、21時30分頃、集計1係から最初に点検を行う立会人である申出人のところに、申出人を立会人として届出した候補者（以下「届出した候補者」という。）の500票の束が回付されたが、申出人は、「計数機は信用できないので自分で数える」旨を主張し、1票ずつ数え始めた。

申出人のところに票が滞留したため、市委員会は、申出人に迅速な開票への協力を求めたが、申出人は、「何時間かかかるうが関係ない」旨の発言を大声でし、聞き入れなかった。市委員会は、その後何度も、迅速な開票への協力を求めたが、申出人は、その都度、同様のことを大声で言い、聞き入れなかった。

市委員会が、申出人の前に計数機を置いて、前述500票の束の内の100票を計算し、数に相違ないことを示したが、申出人は、「市の職員が信用できないので、内容を確認する」と主張して、1票ずつ記載内容の確認を行い始めた。

- (5) 疑問票については、立会人席から離れた協議台に、管理者及び立会人が集まり、効力係からの説明を聴いて協議の上、その効力を決定することとしていたが、申出人がこれに応じなかったため、22時30分頃、管理者及び他の立会人が、申出人のところに集まり、その面前で15票の疑問票について、1票ずつ効力係が説明を行った。

この説明に対しても、申出人は、「自分は見ない」旨の発言を行う等、疑問票の効力決定に対する協力は得られなかった。

- (6) 翌30日の0時25分頃、市委員会から電話連絡により状況説明を受け、開票所に来所していた届出した候補者の事務所（以下「事務所」という。）の関係者が、申出人に対し迅速な開票に協力するよう説得を行ったが、申出人は大声で怒鳴り、持っていた投票用紙を机に投げつける行為があったため、警察官が制止した。

なお、その際に投票用紙の一部が床に散らばったが、市委員会が拾い集め、再度計数機にかけ直し、数を確認した。

- (7) 0時30分頃、市委員会は、協力を依頼しても大声を出して開票所の静謐を害し、また、投票用紙を机に投げつける等、申出人の言動は、故意に開票事務の進行を妨げ、平穏な進行を困難にさせるものであると判断し、対応について、管理者及び申出人を除く立会人に説明し、了承を得た上で、申出人に通常の点検時間相当である1時間以内に点検を終えるよう通告した。

- (8) 0時50分頃、市委員会は、事務所より点検作業の終了を了承する旨の文書をフロックスにより受領した。

- (9) 1時30分頃、通告時間が経過しても、申出人は、それまでと同様に届出した候補者の票を1票ずつ点検し続けていたため、管理者は、事前に通告した時間となったこと、事務所からも点検作業の終了を了承する文書を受領したことを申出人に伝え、開票作業の終了を宣言し、票を確定した。

なお、21時30分から1時30分までの4時間で申出人が点検した票は約10,500票であり、同様のペースで点検した場合、あと16時間程度を要する見込みであった。

- (10) 申出人は、その後も在席したが、開票録への署名及び投票の梱包の封印を拒否した。

以上のとおり、申出人の行為は、管理者を補助するという姿勢は終始うかがうことができず、約20時間を要すると想定される開票作業が、市委員会の終了予定時刻を大幅に遅延させるものであること、また、申出人は、市委員会が円滑な開票事務への協力を依頼した際には、大声をあげて開票所の静謐を害し、さらに、投票用紙を机に投げつける等の行為があったことから、管理者は、投票の点検を途中で中止せざるを得なかったものである。

市委員会が、事務所の了解を得るとともに、管理者が一定の猶予時間を与えた上で中止する措置を取ったものであり、違法性は認められない。

2 申出の理由2について

これまでの判例では、管理者が投票の効力を決定する際に立会人全員の意見を聴かないことについて、「それは右効力を決定する手続に瑕疵があるにとどまり、そのために当該投票の効力が絶対的に否定されるものではない」(昭和31年1月3日高松高等裁判所判決)とされている。

また、効力に疑問があるとした投票だけを管理者及び立会人が点検し、計算係が有効と認めた残余の投票を、点検を省略して有効票として計算に組み入れた場合についても、「立会人が投票を点検し意見を述べる機会があったにもかかわらず異議を述べなかつた等の事情があるときは、右開票手続の瑕疵はいまだ全投票の無効をきたさない」(昭和39年4月30日大阪高等裁判所判決)とされている。

宇部市開票区における開票手続においては、疑問票については、管理者及び全立会人の協議により決定することとしており、効力係が1票ずつ説明を行ったにもかかわらず、申出人はこれに協力しなかつたこと、管理者及び申出人以外の立会人は投票の効力を認めていることが認められる。

また、有効票については、申出人には点検を行い意見を述べる機会があったこと、管理者及び申出人以外の立会人は投票の効力を認めていることが認められる。

さらに、点検の中止は申出人の言動が開票手続の妨害とみなさざるを得ない行為であった故のやむを得ない措置であつたことが認められる。

以上のとおり、事情を総合的に勘案すれば、選挙の規定に違反するとまでは言えず、本件選挙の無効の原因となるものではない。

3 「選挙の結果に異動を及ぼすおそれ」について

「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある」とは、当該規定違反がなかつたならば、選挙の結果につき、異なつた結果を生じたかも知れないと考えられる場合であつて、必ずしも得票数の算定によつて決定されるべきものではないが、違法の影響の範囲が投票数として把握し得るような場合には、選挙の結果はすなわち当選人の決定であり、当選人の決定は得票数の多少によつて決せられるものであるから、当該違法の影響を受ける投票数によつて当該違法が当選人の当落に及ぼす影響を判定し、もつて、選挙の結果に異動を及ぼすおそれの有無を判定することができると思われる。

その判定の方法は、違法の影響が当選人には最も不利益に、次点者には最も有利に働く場合を考えればよいとされており、本件選挙についてみれば、宇部市開票区における投票総数が全て次点者の得票であつたものとして考えればよいこととなるが、宇部市開票区の投票総数は52,969票であることから、宇部市開票区を除く当選人と次点

者の得票数の差である63,153票に満たない。

したがつて、本件選挙において、「選挙の結果に異動を及ぼすおそれ」は認められない。

以上のとおり、本件選挙を無効とする理由は認められず、この異議の申出は棄却を免れない。

よつて、本文のとおり決定する。

平成24年(2012年)9月4日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

山口県選挙管理委員会告示第八十九号

平成二十四年八月四日 山口県選挙管理委員会 告示第八十九号
宇部市開票区における開票手続の瑕疵の有無を判断し、当該開票区における投票の効力を認めることとする。この旨を周知するため、ここに告示する。

平成二十四年八月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

裁 決 書

審査申立人

周南市松保町6番6号 福 田 秀 夫
周南市花陽2丁目5番15号 福 田 恵 一 郎

上記審査申立人(以下「申立人」という。)から平成24年7月6日付けで提起された同年5月27日執行の周南市議会議員一般選挙(以下「本件選挙」という。)における当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決します。

主 文

本件選挙における申立人の提起した異議の申出に対し、平成24年6月19日周南市選挙管理委員会がした決定を取り消し、本件選挙における田村勇一の当選は、無効とする。

審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙における当選の効力に関し、周南市選挙管理委員会(以下「市委員会」という。)に対して異議の申出をしたところ、市委員会は、平成24年6月19日付けでこの異議の申出を棄却する旨の決定(以下「本件決定」という。)をした。

申立人は、本件決定を不服として、本件決定を取り消すとともに、本件選挙の当選人田村勇一の当選を無効とする旨の裁決を求め、その理由としておおむね次のように主張する。

1 「秀ちゃん」と記載された投票について、「秀」、「ひで」あるいは「ヒデ」などの申出人の名が記載され選挙人の意思が明白であるにも関わらず、それを愛称とし、その浸透性を問い投票を無効とすることに不服がある。

2 他事記載の取扱いについて、他事記載の投票を無効とするのは日本国憲法第15条第4項「すべての選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任は問はれない。」を保障するためであると解釈されているが、他事記載における投票の効力の判断が公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）自体の解釈の問題であるとすれば、他事記載を要因とする無効票の取扱いを再確認する必要がある。

3 按分票の取扱いについて、正確に記載された「福田」姓及び「田村」姓の按分票に名前が不正確に記載されていたかどうかについて一切記載されていない。さらに、「福田」姓の漢字表記あるいは平仮名表記などを含めこれらの按分票が真に候補者の判別が不能であったかどうかの確証はない。本件選挙において、最下位当選人と次点者はこの按分票によって当落が逆転したことから、公平中立な第三者の検証を求める。

裁 決 の 理 由

当委員会は、この審査の申立てを受理し、市委員会から弁明書及び関係書類、申立人から反論書を徴した。

また、平成24年8月20日新南陽ふれあいセンターにおいて、本件選挙における無効投票、按分票並びに「福田」姓の3名の候補者及び「田村」姓の2名の候補者に係る有効投票について職権に基づき開披点検をした。この結果を踏まえ、より適正な審理を行うためには全投票の開披点検が必要と判断し、同年9月3日山口県周南総合庁舎において、本件選挙における投票のうち、同年8月20日に開披点検を行った投票以外の投票について慎重に点検を行った。

なお、開披点検にあたっては、投票を保管している市委員会の委員長及び事務局長の立会いの上、投票の入った封筒に施された封印に異常のないことを確認し、申立人及び田村勇一候補の代理人について参観を認めた。

投票の効力の決定にあたっては、法第67条後段において、「第68条（無効投票）の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。」と規定されているが、平成4年7月10日最高裁判所第二小法廷判決によれば、「およそ、選挙人が投票するに当たっては通常いずれか

の候補者に投票する意思をもってなされたものと考えなければならず、たとえ、投票に記載された文字に誤字若しくは脱字があり、又は正確さが欠けていたとしても、その記載された文字の全体的考察によって当該選挙人の意思がいかなる候補者に投票したかを判断し得る限りにおいては、これを有効とすべきもの」とする趣旨を示したものと解されている。

また、いわゆる他事記載については、法第68条第1項第6号により無効とされているが、昭和63年6月30日仙台高等裁判所判決によれば、「他事記載を無効とする趣旨は、投票の記載が投票者の何人であるかを推知させる機縁をつくり、秘密投票制を破壊するのを防止するため、そのような記載を抑制することにあるから、この他事記載とは、符号、暗号等これによりその投票をした選挙人の何人であるかを推知させる意識的記載であって、しかもこれが明白な場合を指すものというべく、単に、氏名の誤記、書き損じ、余り字、これらの抹消、不完全な記載、誤って不用意に、あるいは、習慣性のものでして無意識的に記載された句読点等はいずれも意識的なものとは認められないから、他事記載には当たらないもの」と解されている。

このような観点から申立人の主張に関係があると思われる投票及び当委員会が当選の効力に影響を及ぼすおそれがあると認めた投票について慎重に審理した結果は、次のとおりである。

1 申立ての理由1について

申立人は、本件申立書において、「秀ちゃん」、「ひでちゃん」あるいは「ヒデちゃん」と記載された票が本件選挙における選挙会（以下「選挙会」という。）において無効とされた旨の主張をしたが、選挙会で無効投票とされた投票の中には、申立人の主張する投票は存在しなかった。

2 申立ての理由2について

選挙会で無効投票とされた投票の中に次の投票が存在した。

以下これらの投票の効力について順次判断する。

(1) 別表番号1の投票が存在した。

この投票は、福田秀夫候補の氏名の左下に線のようなものが記載されているが、これは、誤って不用意に筆具の先端が触れてできたものと認められ、符号、暗号等の意識的な記載であるとは認められないことから、他事を記載したのものには該当せず、当該投票は福田秀夫候補の有効投票と解する。

(2) 別表番号2の投票が存在した。

この投票は、福田秀夫候補の氏と一致しており、名の一字が違うのみであり、語順や音感から全体的に考察すると申立人福田秀夫の氏名に近似している。本件選挙では、「ひであき」を名とする友田秀明候補（通称名は「ともた秀明」。以下「友

田候補」という。)がいるが、友田候補の氏名についてみれば、名については類似性があるのに対し、氏については類似性が乏しいことを考えると、当該投票は福田秀夫候補と友田候補の名を混記したものと認められるよりも、福田秀夫候補に投票する意思をもって、名の一字を誤記したものと認められることから、当該投票は福田秀夫候補の有効投票と解する。

(3) 別表番号3の投票が存在した。

この投票は、福田文治候補に投票する意思をもって、氏名を重複して記載したものと認められ、氏名以外の他事を記載したのものには該当せず、当該投票は福田文治候補の有効投票と解する。

3 申立ての理由3について

按分票について確認したところ、その対象となった投票は、「田村」姓及び「福田」姓のみが記載された投票であり、申立人が主張する特定の候補者への意思をもって記載された投票は存在しなかったことが確認された。また、これらの投票については法第68条の2第4項により、選挙会で決定されたものについて、各候補者の有効投票数に適正に比例配分されていることが確認された。

4 申立ての理由以外のものについて

(1) 選挙会で福田文治候補の有効投票とされた投票の中に、福田秀夫候補の有効投票が次のとおり存在した。

ア 別表番号4の投票は、選挙会において福田文治候補の得票とされているが、福田秀夫候補に投票する意思をもって、書損を抹消したものと認められ、符号、暗号等の意識的な記載であるとは認められないことから、他事を記載したのものには該当せず、当該投票は福田秀夫候補の得票と認められる。

イ 別表番号5の投票は、選挙会において福田文治候補の得票とされているが、福田秀夫候補に投票する意思をもって、氏名を投票用紙の裏面に記載しているものの、所定の用紙が用いられており無効とすべき理由もないことから、当該投票は福田秀夫候補の得票と認められる。

(2) 選挙会で兼重元候補の有効投票とされた投票の中に、久保忠雄候補の有効投票が1票存在した。

上記により、福田秀夫候補の按分の基礎票となる得票数(以下「基礎票」という。)は、選挙会で決定された1,485票に2の(1)において有効投票と解した1票、2の(2)において有効投票と解した1票及び4の(1)において福田秀夫候補の得票と認められた2票を加えた1,489票となる。

また、福田文治候補の基礎票は、選挙会で決定された2,376票に2の(3)において有効投票と解した1票を加え、4の(1)において福田秀夫候補の得票と認められた2票を減じ

た2,375票となる。

さらに、福田健吾候補の基礎票は、選挙会で決定された1,854票である。

よって、福田秀夫候補の得票数は、基礎票1,489票に、按分の対象となる有効投票19票を福田秀夫候補の基礎票1,489票、福田文治候補の基礎票2,375票及び福田健吾候補の基礎票1,854票に応じて按分した票である4,947票を加えた1,493,947票となる。

一方、田村勇一候補及び田村隆嘉候補については、有効投票及び無効投票を点検した結果、得票数に異動を生じる投票は存在しなかったことから、田村勇一候補の得票数は、選挙会で決定された1,492,466票である。

この結果、福田秀夫候補の得票数1,493,947票は、田村勇一候補の得票数を1,481票上回ることになる。

なお、4の(2)により兼重元候補の得票数は、2,017票となり、久保忠雄候補の得票数は、1,046票となる。

以上のとおり、本件決定を取り消し田村勇一候補の当選を無効とする旨の判決を求め申立人の主張には理由がある。よって、主文のとおり裁決する。

平成24年(2012年)9月4日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

別表

番号	投票の記載
1	<div data-bbox="1204 353 1292 577" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> こうほしやしめい 候補者氏名 </div> <div data-bbox="411 353 1204 577" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 福 田 正 樹 1 </div>
2	<div data-bbox="1204 707 1292 931" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> こうほしやしめい 候補者氏名 </div> <div data-bbox="411 707 1204 931" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 福 田 正 樹 </div>
3	<div data-bbox="1204 1061 1292 1285" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> こうほしやしめい 候補者氏名 </div> <div data-bbox="411 1061 1204 1285" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 福 田 正 樹 </div>
4	<div data-bbox="1204 1415 1292 1639" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> こうほしやしめい 候補者氏名 </div> <div data-bbox="411 1415 1204 1639" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 福 田 正 樹 </div>
5	<div data-bbox="411 1695 1321 2049" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 福 田 正 樹 </div>

公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十四年九月十一日

山口県知事 山 本 繁太郎

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
山口県警察本部交通部交通規制課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量
交通管制センター中央処理装置 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成二十四年八月一日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
東京センチュリーリース株式会社 東京都千代田区神田練塀町三番地
- 六 落札金額
四百二十八万三千百六十円
- 七 入札公告日
平成二十四年六月二十二日
- 八 その他
 - (一) 契約担当者
山口県知事 二井 関成
 - (二) 調達方法
借入れ
 - (三) 落札方式
最低価格



平成二十四年九月十一日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁